

燃料費調整制度とは

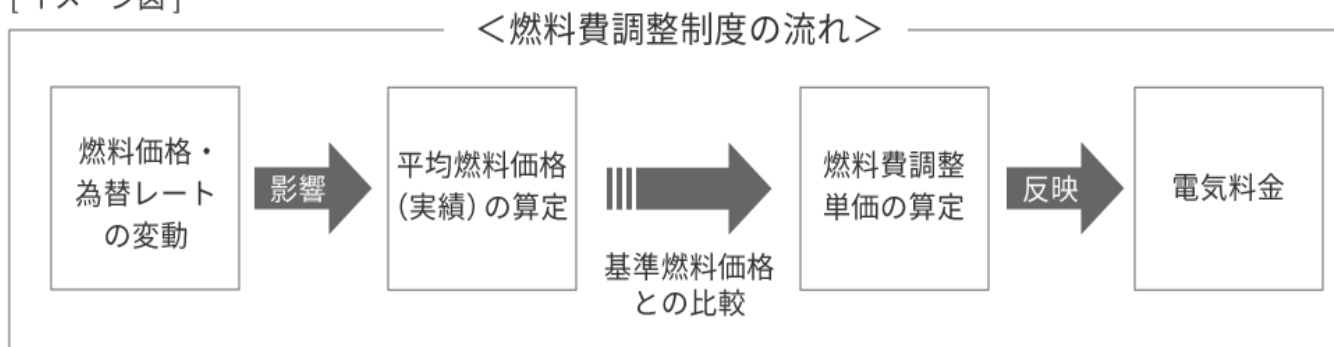
火力燃料（原油・LNG〔液化天然ガス〕・石炭）の価格変動を電気料金に迅速に反映させるため、その変動に応じて、毎月自動的に電気料金を調整する制度です。

低圧で電気をご使用されているお客さまは以下をご覧ください。

燃料費調整制度のしくみ

原油・LNG・石炭それぞれの3か月間の貿易統計価格にもとづき、毎月平均燃料価格を算定します。算定された平均燃料価格（実績）と、平成24年1～3月平均の貿易統計価格にもとづき設定した基準燃料価格との比較による差分にもとづき、燃料費調整単価を算定し、電気料金に反映します。

[イメージ図]



燃料費調整のプラス・マイナス調整

平均燃料価格（実績）が、基準燃料価格を上回る場合はプラス調整を、下回る場合はマイナス調整を行います。

なお、以下の料金プランについて、平均燃料価格が 66,300 円（基準燃料価格 44,200 円×1.5(100 円未満四捨五入)）を上回る場合は、66,300 円を上限価格とし、それを上回る部分については調整を行いません。【イメージ図①】

定額電灯・従量電灯・臨時電灯・公衆街路灯・低圧電力・臨時電力・農事用電力

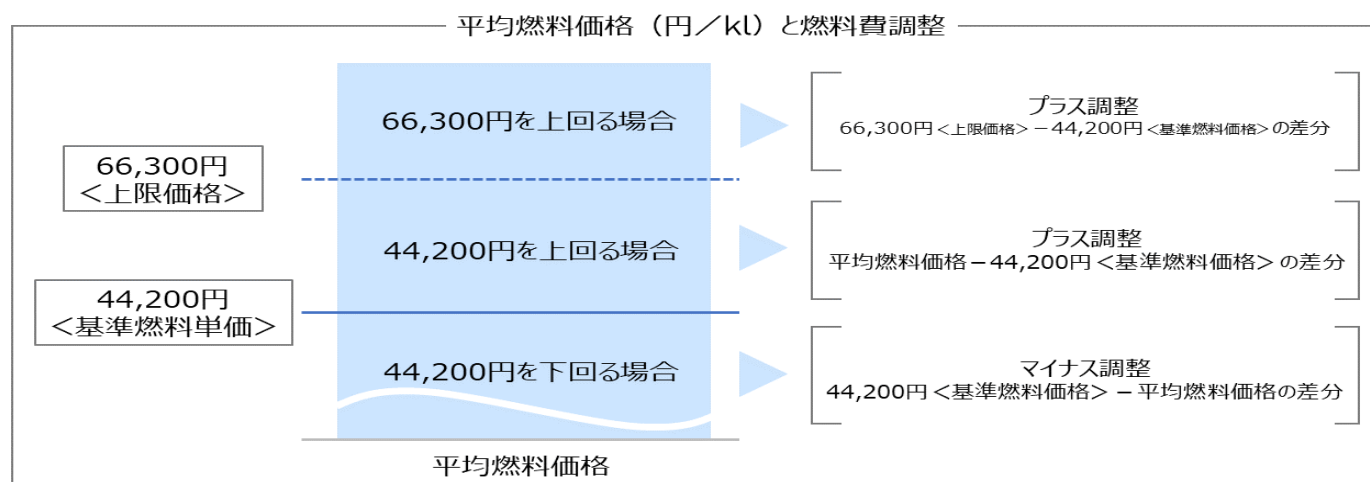
また、以下の料金プランについては平均燃料価格の上限の調整を行いません。【イメージ図②】

季節別時間帯別電灯・ピーク抑制型季節別時間帯別電灯・低圧高負荷契約・時間帯別電灯[夜間 8 時間型][※]・時間帯別電灯[夜間 10 時間型][※]・時間帯別電灯[夜得プラン][※]・時間帯別電灯[朝得プラン][※]・時間帯別電灯[半日お得プラン][※]・曜日別電灯 1 型[※]・曜日別電灯 2 型[※]・農業用低圧季節別時間帯別電力[※]・深夜電力 A[※]・深夜電力 B[※]・第 2 深夜電力[※]・融雪用電力[※]

※2023 年 9 月以降の新規加入はできません。

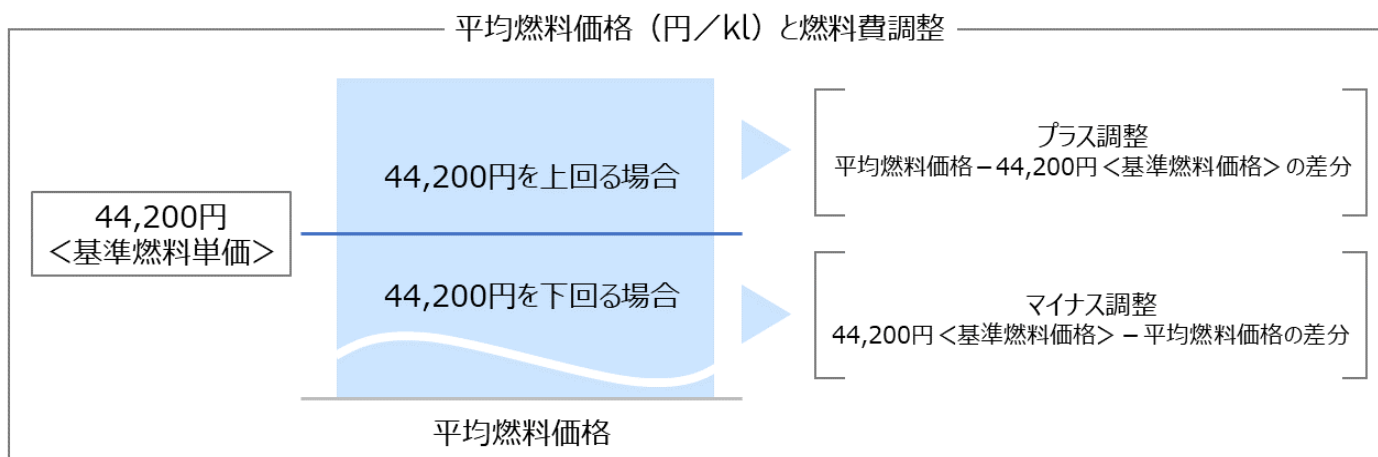
[イメージ図①]

定額電灯・従量電灯・臨時電灯・公衆街路灯・低圧電力・臨時電力・農事用電力の場合



[イメージ図②（平均燃料価格の上限の調整を行わない場合）]

季節別時間帯別電灯・ピーク抑制型季節別時間帯別電灯・低圧高負荷契約等の場合



燃料価格の算定期間と電気料金への反映時期

各月分の燃料費調整単価は、3か月間の貿易統計価格にもとづき算定し、2か月後の電気料金に反映します。

[イメージ図]

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1~3月の貿易統計価格			→			6月分 電気料金		
	2~4月の貿易統計価格			→			7月分 電気料金	
		3~5月の貿易統計価格			→			8月分 電気料金

燃料費調整額の算定方法

燃料費調整額は、各月の燃料費調整単価に使用電力量を乗じて算定します。燃料価格が上昇した場合は燃料費調整額を加算し、燃料価格が低下した場合は燃料費調整額を差し引き、電気料金を算定します。

電気料金の算定方法

$$\begin{array}{l}
 \text{電気料金} \\
 = \\
 \begin{array}{l}
 \text{基本料金} \\
 + \\
 \begin{array}{l}
 \text{電力量料金} \\
 \text{電力量料金単価} \times \text{ご使用量} \pm \text{燃料調整単価} \times \text{ご使用量} \\
 + \\
 \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \\
 \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価} \times \text{ご使用量}
 \end{array}
 \end{array}
 \end{array}
 \quad (\text{円未満切り捨て})$$

※ 消費税等相当額 = 電気料金 × 10 / 110 (円未満切り捨て)

※ 基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金を合計し、円未満は切り捨てます。

※ まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。

燃料費調整単価の算定方法

平均燃料価格と基準単価から各月分の燃料費調整単価を算定いたします。

燃料費調整単価の算定方法

平均燃料価格と基準単価から各月分の燃料費調整単価を算定いたします。

■ 定額電灯・従量電灯・臨時電灯・公衆街路灯・低圧電力・臨時電力・農事用電力の場合

【マイナス調整】平均燃料価格が44,200円を下回った場合

$$\text{燃料費調整単価}^{\ast} (\text{銭}/\text{kWh}) = \frac{(\text{①}44,200\text{円} - \text{②平均燃料価格})}{(\text{基準燃料価格})} \times \frac{\text{③基準単価}}{1,000}$$

【プラス調整】平均燃料価格が44,200円を上回り、かつ、66,300円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価}^{\ast} (\text{銭}/\text{kWh}) = \frac{(\text{②平均燃料価格} - \text{①}44,200\text{円})}{(\text{基準燃料価格})} \times \frac{\text{③基準単価}}{1,000}$$

【プラス調整】平均燃料価格が66,300円を上回る場合
(平均燃料価格は66,300円といたします。)

$$\text{燃料費調整単価}^{\ast} (\text{銭}/\text{kWh}) = \frac{(\text{②}66,300\text{円} - \text{①}44,200\text{円})}{(\text{基準燃料価格})} \times \frac{\text{③基準単価}}{1,000}$$

■ 上記以外の料金プランの場合

【マイナス調整】平均燃料価格が44,200円を下回った場合

$$\text{燃料費調整単価}^{\ast} (\text{銭}/\text{kWh}) = \frac{(\text{①}44,200\text{円} - \text{②平均燃料価格})}{(\text{基準燃料価格})} \times \frac{\text{③基準単価}}{1,000}$$

【プラス調整】平均燃料価格が44,200円を上回った場合

$$\text{燃料費調整単価}^{\ast} (\text{銭}/\text{kWh}) = \frac{(\text{②平均燃料価格} - \text{①}44,200\text{円})}{(\text{基準燃料価格})} \times \frac{\text{③基準単価}}{1,000}$$

※ 燃料費調整単価は、小数点以下第1位で四捨五入いたします

①基準燃料価格

基準燃料価格とは、料金設定の前提となる平均燃料価格のことをいいます。

平成 24 年 1~3 月平均 の貿易統計価格	1kl あたりの平均原油価格	57,802 円	} (原油換算 1kl あたり) 44,200 円 基準燃料価格
	1t あたりの平均 LNG 価格	67,548 円	
	1t あたりの平均石炭価格	11,452 円	

②毎月の平均燃料価格

原油・LNG・石炭それぞれの3か月の貿易統計価格（実績）と下記の算式により、算定いたします。

A:3 か月における 1kl あたりの平均原油価格 $\alpha = 0.1970$

B:3 か月における 1t あたりの平均 LNG 価格 $\beta = 0.4435$

C:3 か月における 1t あたりの平均石炭価格 $\gamma = 0.2512$

※ $\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$ は、原油・LNG・石炭について、原油へ単位を合わせ、各燃料の構成比を乗じた係数（一定）で、これによりそれぞれの燃料の平均価格から原油換算の平均燃料価格を算定いたします。

③基準単価

平均燃料価格が 1,000 円/kl 変動した場合の燃料費調整単価を「基準単価」として離島等供給約款で定められております。

■従量制のお客さまの場合

基準単価（1kWhにつき）：23 銭 2 厘

■定額制のお客さまの場合

定額電灯および公衆街路灯 A

電 灯	10Wまでの 1 灯につき	90銭2厘
	10Wをこえ20Wまでの 1 灯につき	1円80銭3厘
	20Wをこえ40Wまでの 1 灯につき	3円60銭6厘
	40Wをこえ60Wまでの 1 灯につき	5円40銭9厘
	60Wをこえ100Wまでの 1 灯につき	9円01銭5厘
	100Wをこえる 1 灯につき100Wまでごとに	9円01銭5厘
小 型 機 器	50VAまでの 1 機器につき	2円69銭3厘
	50VAをこえ100VAまでの 1 機器につき	5円38銭6厘
	100VAをこえる 1 機器につき100VAまでごとに	5円38銭6厘

臨時電灯 A

総容量が50VAまでの場合	7銭3厘
総容量が50VAをこえ100VAまでの場合	14銭5厘
総容量が100VAをこえ500VAまでの場合100VAまでごとに	14銭5厘
総容量が500VAをこえ 1 kVAまでの場合	1円45銭3厘
総容量が 1 kVAをこえ 3 kVAまでの場合 1 kVAまでごとに	1円45銭3厘

臨時電力

契約電力 1kW/日につき：1 円 52 銭 7 厘